第二十四条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置

（砂糖調整基準価格の加糖調製品糖の価格への換算）

第二十四条の二　法第十八条の二第一項の規定による砂糖調整基準価格の換算は、砂糖調整基準価格に関税の額に相当する金額を加えて得た額を粗糖の通常の精製歩留りで除して得た額に粗糖を原料とする精製糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額を加えて得た額に、砂糖と加糖調製品糖との市価等の差異を勘案して農林水産大臣が定める割合を乗じてするものとする。

（輸入加糖調製品の機構への売渡し）

第二十四条の三　法第十八条の二第一項の規定による輸入加糖調製品の機構に対する売渡しの申込みは、当該申込みに係る輸入加糖調製品について関税定率法第十九条第一項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合には、当該申込みに係る輸入加糖調製品の全部又は一部について同条第四項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなつたときは、その関税の徴収が行われないことが明らかとなつた輸入加糖調製品について当該申込みに係る契約が解除される旨の条件を付してしなければならない。

（輸入加糖調製品の機構への売渡しを要しない場合）

第二十四条の四　法第十八条の二第一項第一号の政令で定める場合は、輸入申告に係る輸入加糖調製品が次に掲げるものである場合とする。

一　関税定率法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十九条の二第一項の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品

二　関税定率法別表の付表第一又は付表第二の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品

三　関税暫定措置法第八条の二第三項の規定によりその関税の率が無税とされる輸入加糖調製品

四　関税暫定措置法第八条の六第一項の割当てを受けて輸入される輸入加糖調製品

五　関税暫定措置法別表第二の関税の率の適用を受ける輸入加糖調製品

六　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第六条の規定によりその関税が免除される輸入加糖調製品

七　環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表についての一般的注釈4(r)又は(ddd)の規定により関税の譲許の便益の適用を受ける輸入加糖調製品

（輸入に係る粗糖についての機構の売戻しの価格の加糖調製品糖の価格への換算）

第二十四条の五　第二十四条の二の規定は、法第十八条の二第一項第二号の規定による輸入に係る粗糖についての法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格の換算について準用する。

（加糖調製品糖標準価格を改定する場合）

第二十四条の六　法第十八条の二第五項において準用する法第六条第三項の政令で定める場合は、砂糖調整基準価格の改定により輸入に係る粗糖についての法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格が変動する場合とする。

（輸入加糖調製品の売渡しの申込みに対する機構の承諾）

第二十四条の七　第六条の規定は、法第十八条の二第六項の規定による売渡申込書の提出があつた場合について準用する。この場合において、第六条中「法第八条第三項」とあるのは、「法第十八条の五第二項において準用する法第八条第三項」と読み替えるものとする。

（砂糖年度を区分した期間）

第二十四条の八　法第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間は、十月一日から十二月三十一日まで、一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から九月三十日までとする。

（加糖調製品糖平均輸入価格の算定）

第二十四条の九　加糖調製品糖平均輸入価格（法第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格をいう。）は、次の各号に掲げる額の合計額を基準として定めるものとする。

一　その適用期間の初日前十日から遡つて九十日間の各日におけるロンドンの精製糖に係る商品取引所の公表に係る精製糖の最近月の先物価格の平均額に、輸入加糖調製品の調製に要する標準的な費用の額を加えて得た額

二　輸入加糖調製品についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額に本邦の輸入港における輸入加糖調製品の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額の平均額に、輸入加糖調製品の関税の額に相当する金額及び販売に要する標準的な費用の額を加えて得た額

（輸入加糖調製品の売渡しを受けるに当たつて提供させる担保の種類等）

第二十四条の十　第九条の規定は、法第十八条の五第二項において準用する法第八条第三項の規定による担保の提供について準用する。

第四節　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

第二十九条の次に次の節名を付する。

第五節　雑則

第三十二条中「第九条第一項に規定する」を「第九条第一項各号の規定により定められる機構の」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第三十四条の次に次の一条、章名及び節名を加える。

（輸入加糖調製品の売戻しの価格に加える額として定められる額）

第三十四条の二　法第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める額は、過去一定年間における加糖調製品糖の輸入数量と砂糖の市価との関係を基礎とし当該年度における加糖調製品糖の輸入数量の増加により砂糖の市価の年度平均額が低落すると見込まれる額として農林水産大臣が定める額に第二十八条第三項の割合を基準として農林水産大臣が定める割合及び当該年度における法第九条第二項第一号の国内産糖の推定供給数量を乗じて定めるものとする。

第三章　でん粉の価格調整に関する措置

第一節　輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置

第三十六条中「第九条の二第一項」の下に「又は関税暫定措置法第八条の六第一項」を加える。

第三十七条第一号中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第四十四条の次に次の節名を付する。

第二節　でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「畜産物の価格安定に関する法律第二条第二項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第三項」に改める。

第七条第二号中「第九条の二」の下に「又は関税暫定措置法第八条の六第一項」を加え、同条に次の一号を加える。

三　環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二―Dの日本国の関税率表についての一般的注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(gg)又は(hh)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入するとき。